

〈特 集〉

韓国の法学部の観点から模索する 法学教育の方向

李 映 録
崔 鍾 植(訳)

一．韓国大学の法学部の問題状況

私が今日申し上げようとする内容は、韓国の法学部が現在直面している状況について、私が個人的に思っている法学教育の方向である。残念ながら、私は日本の法学教育の状況についてあまり存じ上げないので、今日私が申し上げる内容が、果たして日本の状況に参考になるかどうか懸念している。ただ、過去長い間にわたって韓国と日本は法学教育において多くの点を共有してきたため、少しでもご参考になればと願っている。さもなければ、単に韓国の法学部における法学教育の状況と悩みがどのようなものかをご紹介します講演としてご理解いただければありがたい。

まず、私が在職している朝鮮大学の法学部の状況をご紹介しますことから始めさせていただく。本学における法学教育は、学部での4年間と一般大学院の過程を通じて行われている。つまり、本学には、法学専門大学院が置かれていない。韓国でも日本と同じく司法改革の一環として2009年、法学専門大学院制度が導入された。もっとも、日本の場合と違う点は、弁護士になれる道はもっぱら法学専門大学院を履修した場合にしかできないとした点である。ちょうど今年2017年は、その間、過渡期的猶予処置として存続された昔の司法試験制度－日本の新司法試験制度が導

入される前の司法試験制度と類似一が終了する年でもある。したがって、私が属している法科大学は、今年からは卒業生を法学専門大学院に進学させること以外にはもうこれ以上専門法曹人を直接的に輩出することができなくなった。その代案として法学専門大学院制度の導入以降しばらく私の法科大学は、行政公務員の養成という教育目標を暗黙的に目指してきたと申し上げることができる。しかし、最近、韓国の経済状況の悪化と青年失業率の増加によって公務員試験の競争率も、数十対一に達するほど激しくなった。このような状況で、進路における法学部学生の視野が過度に公務員という狭い枠の中に閉じ込められることを放置してよいのか、学校が学生の資質涵養のための教育機関というよりも、試験のための予備機関として転落しているのではないかと、教科においてもそれとなく公法重視の傾向が現れているのではないかなどの疑惧の念を抱いたり反省が見えたりしている状況である。これに加え、今韓国では、昨年、韓国の囲碁プロ棋士のランキング1位だったイ・セドルが人工知能アルパコ（AlphaGo）との棋戦で負けたのがきっかけとなり、人工知能に対する関心が爆発的に増えている。このような状況で、政府と産業界をはじめ各界で第4次産業革命に備えなければならないという声が高まっている。その中でも教育改革は最も関心の焦点になっている分野である。大学教育分野においても例外ではない。まだ具体的な改革の方向が提示され、または代案が作られたものではないが、現在の大学教育としてはだめだという問題意識だけはいつの時よりも高くなっていることが事実である。⁽¹⁾

(1) 第4次産業革命時代大学教育の発展の戦略を模索するためのイギリス高等教育評価機関 THE (Times Higher Education) が主催した‘2017アジア大学総長会議’が今年3月韓国の蔚山大学校にて3日間の日程として開催されたことがある。THEは、会議で世界大学の総長と幹部を対象とした‘4次産業革命と教育’に関する設問調査の結果を公開したが、‘第4次産業革命が教育に及ぼす影響’について応答者の48%は‘今とはとても違う種類の教育が必要’、48%は‘若干違った教育が必要’と答え、96%

すでによくご存知かもしれないが、‘第4次産業革命’という用語は、2016年ダボスフォーラム（Davos Forum; World Economic Forum）から初めて用いられた。1784年に英国で始まった蒸気機関と機械化として代表される第1次産業革命、1870年の電気を利用した大量生産が本格化された第2次産業革命、1969年インターネットがもたらしたコンピューター情報化・自動化生産システムが主導した第3次産業革命に続いた次世代産業革命を指すために使われた。第4次産業革命は、人工知能（AI）、事物インターネット（IoT）、クラウドコンピューティング、ビッグデータなど知能情報技術を、従来の産業とサービスに融合したり、3Dプリンティング、ロボット工学、生命工学、ナノ技術など、さまざまな新技術と結合させることにより、製品やサービスをネットワークで繋ぎ事物を知能化する。⁽²⁾このように事物の知能化（intelligent）と超連結（hyper-connection）を特徴としているから、既存の産業革命とは比べられないほどもっと広い範囲と早いスピードでより深く人間の暮らしに影響を及ぼすものと予測されている。⁽³⁾特に今日の講演の主題と関連して注目される点は、第4次産業革命がもたらす伝統的な職業上の変化である。ダボスフォーラムで2016年に展望したところによれば、2020年までに計710万個の働き口が消え、200万個の仕事が創出され、総510万個の働き口が減少するだろうと言われている。⁽⁴⁾さらに生涯職場の概念はすでに消えているところだが、現在の子どもたちの場合は、生涯平均8回ぐらい職業の変更があらうと見込まれている。これは一つの領域で通用する知識と技術の寿命がますます短くなるという事実を意味する。したがって教育においても伝統的な知識の習得よりは、多様な技術を互いに融合して問

が教育の変化を予想した（<http://news1.kr/articles/?2936169>）。

(2) <http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=3548884&cid=42346&categoryId=42346>

(3) <http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=3548884&cid=42346&categoryId=42346>

(4) http://www3.weforum.org/docs/WEF_FOJ_Executive_Summary_Jobs.pdf

題を解決し、新しい価値を創出できる創意力、問題解決能力、融合能力などを育てる方向へとパラダイムの変化が起きなければならないという要求に直面している。

法分野の職業展望においても、やはり否定的な見方が有力なようである。米国での議論を参考にすれば、今後、人工知能が弁護士の業務を完全に代替することはできないようだが、書式の作成、典型的な事件の処理及び諮問、簡単な意見書や答弁書の作成など類似法律の職域あるいはジュニア（junior）弁護士が担当する業務の相当部分は、人工知能が代わって担当することになるということにはある程度意見が一致しているようである。弁護士固有の領域が残るとしても業務に求められる資質や技術は今とは大きく変わることになるので、この点においても法学教育は変わらなければならないという要求に直面することになるだろう。しかし、私が今日特に関心を持っている教育需要者たち、つまり専門法曹人を目標としていない人たちに対する法学教育の将来は、少なくとも伝統的な就業を目指す限り、はるかに暗鬱なことになるのではないかと思っている。

二. 教養としての法学教育

しかし、このような暗鬱な展望は現在の法学教育の体系と目標、方法を固守するときの話であって、法学教育自体の価値が消えるわけではないと思う。そうだとすれば、このように変化する時代において法学教育の価値は果たしてどこから見出すことができるのだろうか？私は、まず教養としての法学教育の価値を認識することが重要であると申し上げたい。法とは、人生に対する多様な学問的アプローチをあまねく受容できる素材であるため、法を通じて人文教養学問の根本的な質問がさらに深化されることができる。それゆえ、法学教育は、人文教養学問の基本であるテキストに対する徹底した読解、文化に対する繊細な解釈、実践的智恵の涵養等のために本質的な助けを与えることができると信じてい

(5) しかしながら、ここでは、それよりはもっと初歩的なレベルから特に二つを強調したいと思う。断らせていただきたいが、教養という単語は様々な含意を持つことができるが、私がここで念頭に置いていることは、特定の専門分野の知識と対比する概念として用いたいという点である。これが教養という本来の性格を誤解させてしまうこともあり得るが、とにかく社会の成員として自分自身と共同体に対する責任を担当し、品位のある人生を可能にする‘基本資質ないし素養’のようなとても広い意味として、教養という用語を使おうと思う。法学は、このような基本的な資質の中の最も基礎的なものとして読みと書き、ここに加えて論理的かつ体系的思考を訓練するのにとっても立派な手段になり得ると思う。大学の教育において今更のように読み書きを強調するというのがちょっと変に聞こえるかもしれない。しかし、初歩的な意思疎通を超えてどのぐらいの高級水準の情報と知識を自ら獲得し、伝達するのに必要な意思疎通能力は大学で必ず鍛えなければならない最も基本的な資質の一つに属すると言わねばならない。韓国の場合、現在の青年世代について、文字に慣れた既存世代と対比する意味から「映像世代」として表現されてから、長い時間が経過した。青年世代が言語的な媒体を敬遠し、映像媒体によって伝えられるイメージにもっと親しくて迅速に反応する傾向が顕著に現れている。将来は、言語で象徴される理性能力より、感性的能力がもっと重要になるだろうと語られているので、これを必ずしも否定的な現象としてだけとらえることはできないと思う。しかし、感性能力に対する強調は、近代に入って無視されてきた感性能力を復権させようとする均衡の観点から理解すべきであって、理性能力を代替する能力と

(5) アメリカのもっとも優秀な学部教養大学のうちの一つとして評価されるエムハスト カレッジ (Amherst College) は、このような観点から‘教養学問としての法’をモットーにしている (이국운/リググン, “앰허스트로 가는 길/エムハストに向かう道”, 法史学研究, 第43集, 2011, p. 181)。

して受け入れてはならない。青年世代が言語的な媒体を嫌がればいやがるほど、読み書きの能力はそれだけもっと強調される必要がある。それで本学を含めた韓国の大学では最近、基礎教養として読み書き講座を必修科目として指定するなど、以前より読み書きを強調する方向に教養教育の改革が行われている。特にこれから知識の寿命が短くなって一生新しい情報を主導的に習得していくことが重要な第4次産業革命時代において、情報の習得や伝達能力の重要性は言うまでもないと思う。法学はご存知の通り、他の学問よりも概念的厳密性と表現の正確性を高度に発達させた学問である。それに加えて、このような概念がまるでレンガがセメントで互いにつながると同じように稠密な論理で連結され、一つの巨大な体系となっている。法学の入門者たちがたびたび法学書を理解するのに困難を感じて絶望に陥ることも、実はこのような厳密性と論理性、体系性が高度に圧縮され叙述されたところに相当部分理由があるはずである。しかし、ある程度法学的な読み書きに熟達してから得られる思考の鍛練は他の学問とは比べるべくもない。特に法学はその素材が社会秩序と関連された問題であるため、社会的関係から起因する問題を正確に概念化し、社会的問題に論理的かつ体系的にアプローチする能力を養うのはあえて最適の学問と言えるだろう。それにもかかわらず、韓国の法学部においては、司法試験制度の廃止が確定した後、公務員試験にプラスになるという理由から選択式試験が広がる傾向があった。学生たちも、各種資格試験の試験科目でない場合、教科書を通じて体系的な知識を習得するよりは講義案として提供される簡単なプリント物だけに依存する傾向が強まっている。私はむしろこのようなときほど、試験や課題で読み書きを強調しなければならないと思っている。その他にも法学の持つこのような長所を最大限に活用できる多様な授業方式が講じられる必要があると思う。

もう一つ、欠かせられないのが、民主・法治国家において市民の教養のための法学教育の価値ということが挙げられる。民主国家でその政治

体制の内容やレベルは最終的に主権者である国民により決定されること
だろう。⁽⁶⁾したがって、民主国家の意思決定の手續に参加する市民にはそ
れにふさわしい水準の能力が要求されることはもちろん、民主的信念を
内在化することがとても重要だと思う。このためには、まず国家の意思
決定構造およびその作動原理に対する基本的な理解、そして民主的立憲
秩序に内在している価値構造を体得させる教育が要求される。このよう
な観点から、まず市民教養としての憲法教育は必要不可欠と言えるだろ
う。また、民主国家の実質的な内容のレベルにおいて水準が高まるため
には、主権者である国民が国家と地域社会で起きている政治的社会的問
題に関して客観的に判断し、これを政治過程に反映できるようにしなけれ
ばならないだろう。⁽⁷⁾ところで法治国家において、国家作用は特定の個
人の主観的な恣意によって行われることができないし、国会が制定する
法律をはじめとする法規範によって行われる。⁽⁸⁾したがって、立派な民主
市民になるためには重要な法領域の基本原則と基本概念を理解し、それ
らを適用して結論を推論していく方式にある程度訓練される必要がある。
自ら結論を導くことができるくらいならもっとも良さそうだが、それに
及ばなくても、少なくともいくつかの代案の中から一番ましなものを選
択することができる程度の識見は備えていなければならないと思う。

最後に、法学は市民として当然備えなければならない正義感覚を啓発
するのにも有用だ。民主国家の市民は、互いに相手を平等に尊重しなけ
ればならない同僚として待遇することを義務付けられており、また自ら
をそのような存在として待遇してもらうことを要求する権利を有するも
のと理解する。そうしてこそ、民主国家は、権利の主張ばかりが乱舞し
た利己的原子の国家ではなく、真の連帯の礎に建てられた自由の国にな

(6) 전종익/ジョンジョニック, “학부법학교육의 미래: 서울대학교를 중심으로/学部法学教育の未来” 法学教育研究第10卷第3号, 2015, 68頁。

(7) 전종익/ジョンジョニック, 上掲論文, 68頁。

(8) 전종익/ジョンジョニック, 上掲論文, 69頁。

ることができるはずである。そのような点から、正義は、どの社会にも追求しなければならない価値であるが、とりわけ民主社会においてはその生存のための土台になると言えるだろう。したがって、事案を正義にのっとして判断しそれに従って行動することは、民主市民が備えるべき最高の徳目の一つであると言わねばならないと思う。法学は秩序の学問であるだけでなく、現実の制約の中で実践的に正義を追求する実践的正義の学問でもある。とりわけ大陸法系の基となる民法のような場合は、ローマ法以来、長い歳月の間、正義を追求してきた人類の実践的智恵が集約された寶庫といっても過言ではない。したがって、法学を勉強しているうちに、単なる知識を越え、公正さとか利益の均衡に関する敏感な感覚を自然に身につけるようになるものである。もちろんどんな法体系もイデオロギー的偏向性を克服することはできない。しかし、そのような限界さえも正義の観点から批判的に検討することがまさに広い意味での法学の一部である法哲学、法史学のような基礎法学の任務である。それゆえ法学を勉強するということは、絶えず正義の問題と格闘するという意味に他ならないと思う。このような点からでも法学は、民主市民のための教養教育として強調される必要があるのである。このような民主市民のための教養としての法学教育を行うためには、‘なぜ?’という疑問が重要であるという事実を改めて強調する必要があります。もちろん、多くの良い授業というのは、‘なぜ?’という質問を当然大事に扱っているはずである。しかし、長い間、法学が司法試験合格のための受験法学として転落し、‘なぜ?’という質問が講義室のなかで縮小されてきたのが韓国の法学教育の現実であると言える。この点は、現在の法学専門大学院教育においても依然として乗り越えられず、多くの批判の対象となっている問題点の一つでもある。しかしながら、民主主義に対する信念を内在化し、民主主義的政治文化の水準を高めるためには、市民が自分たちの判断をより深いレベルから正当化することができ、もっと良い正当化に向けて討論しうる資質を備えることが不可欠だといえる。

韓国の法学部の観点から模索する法学教育の方向

基礎法学の担当教授として、私の個人的な経験に基づいて申し上げると、高等学校までずっと民主主義に対する教育を受けてきたはずの大学生さえもあまりにも簡単に民主主義に対する確信が揺れたり、事案によってはあまりにもあっけなく反民主的な結論に至ってしまったりするケースを見つけるようになった。これもやはり韓国教育の弊害の一つとして指摘された注入式教育の結果ではないかと思っている。もちろん、‘なぜ?’という疑問に対する考えはそのものとして批判的思考の形成にも大きく役立っている。再びダボスフォーラムの報告を参考にすれば、世界的な主要企業の人事および企画責任者たちを対象に2020年の雇用において最も必要となる資質の10個についてアンケート調査した結果、複合的な問題解決能力に続き「批判的思考」が二番目に重要な資質として評価された。⁽⁹⁾このような点からでも韓国の法学教育は、多くの内容を教えようとするよりは少ない内容であってもより大胆に‘なぜ?’を考える教育に変貌することが求められていると思う。もしかしたら教養としての法学教育の価値を蘇らせている道は、その間、受験法学から汚染された汚名をすすいで教育本来の役割に戻られる絶好のチャンスになるかもしれない。

三. 一般実用学問としての法学教育

これまで私は教養としての法学教育の価値を強調してきた。しかし、だからといって私が専門の法曹人を目指していない学生には法学知識が何の職業的実用的価値もないと言っているわけではない。日常生活や業務で直面する法的問題の相当部分は人工知能に依存するとしても、人工知能が人を完全に代替することは不可能であるか、かなり遠い未来になろうと予想されるからである。仮にそうだとした場合、第4次産業革

(9) <https://www.weforum.org/agenda/2016/01/the-10-skills-you-need-to-thrive-in-the-fourth-industrial-revolution/> 同じ設問の内容で2015年に調査した結果によれば、批判的思考は四番目であった。

命がもたらすスピードの時代に求められる知識は、その価値が‘機宜性’ (timing) に今よりもっと大きく依存する知識になる可能性が非常に高いと思う。⁽¹⁰⁾ある程度時間的持続性を持って通用できる知識の部分は分野によって違おうだろうが、とても基本的なものに該当する狭い範囲に縮小される可能性が高い。したがって、実用的知識教育としての法学教育は変化に素早く対応できるよう、もう少し柔軟な教育体制を整えることが重要であると思っている。とりわけ、韓国の状況において学部の法学教育は、長期的には、生涯教育ないし社会教育体制として変貌して行くのではないかと推測している。大学で基本的なリーガル・マインド (legal mind) を形成させてやれば、以後必要な法知識に関しては自ら習得するという伝統的な考え方から脱皮する必要があるということである。まず、今後、第4次産業革命の時代は、規格化された大量生産体制から‘少量オーダーメイド型’の生産社会へ変貌されるだろう。教育もやはり特化した教育需要者の必要に応じて提供しなければそっぽを向かれることになると思う。例えば、法教育においても生涯の時期別教育や、職業上の必要によって新たに生まれてくる、法教育の需要層を対象とするオーダーメイド型教育などが考えられる。

生涯教育の体制への転換が予測されるもう一つの理由は、要求される法知識が学部の時の法学教育だけでは対処しがたい新しい領域の新たな法作動であり、そのような新しい法知識の要求が一人の職業上の経歴において一再にとどまらない可能性があるからである。これまで、自ら解決しがたい新しい法知識の習得が必要な場合においては、当該分野の実務機関で非公式的に教育を担当することで、大学での法学教育とある程度役割分担をしてきたと言えることができる。しかし、今後新しい法知識に対する需要が常時的になる状況において、当該教育に大学が無関心なのは、大学の教育資源を浪費することになるだろう。生涯教育の体制

(10) <https://www.weforum.org/agenda/2016/01/what-role-will-education-play-in-the-fourth-industrial-revolution/>

韓国の法学部の観点から模索する法学教育の方向

のもとでは、大学の学位が保証する資質の範囲は、現在より著しく縮小されるだろう。言い換えれば、大学の学位に与えられた社会的価値は低くなる代わりに、他の様々な公的教育認証制度が発展してその隙間を埋めることが予想される。したがって、大学が生涯教育体制に能動的に参加することは、大学の立場では生存の問題になることもあり得ると思う。もちろん、大学の法学教授に実用的な法教育まで要求することは、あまりにも大きな負担を負わせることになると思う。責任をもつば大学が担うことは可能もせず、望ましくもないと思う。生涯教育のためには大学と該当分野の実務的専門家との協力体制を構築することが重要であろうと思われる。これからの世界は、需要者が必要とする法的知識が実はまだ法的未確定の領域である場合も多くなるだろうと思うからだ。まるで人工知能のロボットと関連した法的解決策がまだ整備されてないまま人工知能のロボット技術が急速に発展していくのと同じようだ。このような領域で、すぐに活動しなければならない人たちに与えられる法的助言と指針は、該当分野の専門家や法専門家のどちらか一方だけではできないと思う。とにかく先のこのような傾向は大学が社会の法関連知識の需要に敏感に反応しなければならないということの意味する。社会の変化を注視しつつ、機会あるたびに社会の需要に応じる法学教育提供の経験を広めていくことが必要だ。このような過程を通じて自然に大学学部の法学教育を生涯教育の体制として改善していくことが賢明な方法であると思う。

このプロセスの中で、大学は、オンラインによる教育の可能性に注目し備えなければならない。韓国的状況を申し上げると、法学分野がその保守的性格のせい、どの分野よりもオンライン講座に消極的ではないかという印象を受けている。私もやはり今の韓国の大学の現実において行われるオンライン教育なら、それが拡大されることについては大体反対する方である。卒業に向けていやでも受講しなければならないというそのような雰囲気ではオンライン教育は容易く単位を受ける手段に過ぎな

いだけで、効率的な教育効果を決して期待できないからだ。そうだとしても、オンライン教育の長所を生かせる法学コンテンツ開発に手を拱いていることはできないと思う。講義室で扱う時における効果的なテーマとオンラインで教育する時のそれとは異なることがあり得る。また、取り扱う内容と方法も伝達媒体がオンラインかオフラインかによって、相当部分変わることになると思う。したがって、すぐにはオンライン教育とオフライン教育を混合する方式を通じてでも法学とオンライン教育との効果的な接ぎ木のやり方について工夫し、そのノウハウを少しずつ蓄積して行こうとする努力が必要であると思っている。しかも、これからは法と関連しても、テーマと分野別にオンラインを通じて容易く教育を受けようとする大学外の自発的な需要層が形成されるものと予想される⁽¹¹⁾。彼らに良質の必要な教育を提供することは、教育をもって社会に貢献しなければならない大学の一種の義務と言えるだろう。

もう一つ、法学教育は、第4次産業革命によってもたらされる超連結(hyper-connection)社会に備えなければならない。現在の大学生は互いに違う領域が融合した未知の新しい領域で活動できるよう準備されなければならない。そのためには、法学を他の学問分野と融合したカリキュラム設計が必要である。もうずいぶん前から大学では、副専攻、あるいは複数専攻を学生に許容してきたが、今後は大学側で、これまでよりもっと積極的にこれを学生に推奨する必要があると思う。すでに韓国の法学部の中には、法学以外の別の学問の副専攻、あるいは複数専攻の履修を卒業の必須条件として要求している大学も現れている。また、社会の需要に合わせて法学と他の学問の専攻科目を連携して独自の教科課程を開発し、学生の履修を積極的に誘導するのもいい方法になると思う(これ

(11) 'By the Numbers: MOOCs in 2015'によれば、2015年の1年の間、開放型オンラインの講座(Massive Open Online Courses)の受講者の数が1,600-1,800万名から3,500万名として2倍ほど増えたそうである。<https://www.class-central.com/report/moocs-2015-stats/>

韓国の法学部の観点から模索する法学教育の方向

を韓国では連携専攻と呼ばれるが、そもそも韓国の法科大学は、連携専攻を開発し活用することに消極的だった)。ひいては法科大学の学部の教科課程にも、様々な分野を網羅する総合的な見方から最新の社会的問題の解決を志向する融合的性格の科目を少数であっても含ませることを考えてみるができる。このような性格の科目は一定の周期でその必要性を点検し、維持や廃止、修正等を決定することができるように制度化することが望ましいと思う。もちろんこれらの科目の受講によって当該分野の法専門家を養成することはできないだろう。しかし、これらの科目を通じて法学部の学生が社会の変化を理解し、法が実在的問題解決に向け、どんな役割をし、どのように他の学問分野と連携されるかを経験することだけでも融合の時代に必要な適応力を育てるのに役立つだろうと思う。

このような法学部の教育方向の調整は当然、法学教育の内容と方法にも変化を伴わなければならない。従来、司法試験の体制で形成された教科内容をそのまま踏襲しながら、最新の変化を反映する科目を開設し、副専攻や複数専攻、あるいは連携専攻を奨励することはほとんど不可能である。したがって、私は、学部の場合、慣行的に維持されてきた従来の内容を大幅に縮小して、最も基本的な内容を中心に法学教育が行われなければならないと思っている。言い換えれば、各主要法領域の入門よりやや強化された程度の内容を中心に法学の基本教育をさらに強化しながら、より深化された内容の科目は、果敢に学生による選択に受講の可否を任せて専攻の履修単位をあまりにも高めない方がいいと考えている。もちろん、何が基本的な内容なのかは観点によって異なる場合があり得る。例えば、民主市民として備えなければならない教養の観点と以後実用的な法知識を習得していくうえで基となる基礎知識という観点は、互いに異なる内容を構成することができると思う。しかし、このような違いが、実際の教育現場で混乱を招くほど大きいとは考えておらず、科目の性格によって教授者の目標に応じて適切に折衷しかねない問題である

と思う。

四. 講演を終えながら

これまで韓国の法学部の観点から未来、法学教育の方向に関する私の個人的な意見をお話しした。法学は伝統的に西洋の中世大学時代から神学、医学とともに3つの最高の専門科目の一つとして認められてきた。今日、法学教育について話しながらもこのような法学の専門性とはややかけ離れた話を申し上げることは、私個人的にも気楽ではない。しかし、変化する社会において法学固有の専門性教育がどのように行われなければならないのかはまた別口の話になる。これについては、今後さらに多くの議論が行われなければならない必要があり、実は、すでに多くの議論も行われているところである。ただ、改めて申しあげるが、専門的学問としての法学にだけ視野が固定されて教養と一般の実用学問としての法学の価値が度外視されてはならないという点を強調しながら、今日の講演を終わらせていただきたいと思う。